

担当課	商工部中小企業振興課
直通	092-643-3424
内線	3666
担当	稲富、堤

令和3年8月11日からの大雨により被災した中小企業に対し、県制度融資「緊急経済対策資金」による金融支援を行います。

- 令和3年8月11日からの大雨により、県内各地で大きな被害が発生しております。
- 県では、被災した中小企業を支援するため、この大雨災害を県制度融資「緊急経済対策資金」の「知事の指定する風水害」に指定しました。
- これにより、今回の大雨災害により被災された中小企業に対し、「緊急経済対策資金」による低利融資を行い、災害からの復旧に向けた円滑な資金繰りを支援します。

○ 県制度融資「緊急経済対策資金」による支援

- ① 融資利率 1.3%
- ② 保証料率 0.25%～1.62%
- ③ 融資限度額 1億円
- ④ 返済期間 10年以内（据置2年以内）
- ⑤ 資金使途 設備資金、運転資金
- ⑥ 指定期間 令和3年8月19日～令和3年12月28日

※ 市町村の発行する「り災証明書」が必要となります。

【参考】

「緊急経済対策資金」における「セーフティネット保証4号認定者」と「知事指定災害の被災者」の比較

区分	セーフティネット保証4号認定者	知事指定災害の被災者
被災内容	直接被害・間接被害	直接被害のみ
対象市町村	久留米市、八女市、みやま市	県全域
融資利率	1.30%	
保証料率	0.8%	0.25～1.62%
保証割合	100%	80%
限度額	1億円	
資金使途	設備・運転資金	
融資期間	10年以内(据置2年以内)	